

# 令和7年第5回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年5月15日（木）午後1時25分から午後2時6分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 10名

欠席 農業委員 0名

農地利用最適化推進委員 10名

農地利用最適化推進委員 0名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	石田 敏裕	出席
2番	横山 智	出席
3番	目黒 文夫	出席
4番	横山 行雄	出席
5番	星 美代子	出席
6番	川上 敦史	出席
7番	永澤 広美	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	菅野 昌孝	出席
10番	清野 敏興	出席

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	齋藤 壽	出席
3区	加藤 博	出席
3区	菊地 英雅	出席
4区	小野 裕康	出席
5区	中村 雄志	出席
6区	八巻 和夫	出席
7区	森 文明	出席
7区	佐藤 正義	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
4番	横山 行雄
7番	永澤 広美

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局長	加藤 伸二
主幹	菅野 正浩
副主幹	寺島 正幸

6. 議事

報告第 1号 令和7年第5回総会までの主な行事について

報告第 2号 農用地の盛土にかかる届出について

議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第14号 遊休農地に係る農地法第2条第1項に基づく農地の非該当について

議案第15号 令和6年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

会 長 ただいまより令和7年第5回農業委員会総会を開催いたします。

(あいさつ)

会 長 続きまして、次第3の議事録署名人の指名についてですが、4番 横山行雄委員と7番 永澤広美委員にお願いします。なお、欠席者はありません。

それでは、次第4の議事に入ります。

報告第1号 令和7年第5回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事務局長 報告第1号 令和7年第5回総会までの主な行事について、ご報告いたします。1ページをご覧ください。

4月24日、県農業会議理事会が福島市で開催され、清野会長が出席しております。

同じく24日、県農業会議常設審議委員会が福島市で開催され、清野会長が出席しております。

5月9日、農地法申請等の現地調査としまして、町内において、石田委員、横山（行）委員、加藤委員、中村委員、事務局で調査を実施しております。

5月12日・13日、農業委員会業務説明会が福島市で開催され、事務局が出席しております。

5月13日、県農業会議常設審議委員会の現地調査としまして、南相馬市において、清野会長が調査を実施しております。

5月14日、農地中間管理事業実務担当者説明会がWEB開催で行われ、事務局が出席しております。

以上でございます。

会 長 ただ今事務局長から報告第1号について報告がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

報告第2号 農用地の盛土にかかる届出について、1番を事務局より報告を求めます。

事務局 報告第2号 農用地の盛土にかかる届出についてご報告いたします。議案2ページと資料1ページから3ページを併せてご覧ください。

届出人と届出のあった農地は議案に記載のとおりであります。盛土の内容は、自己所有地に保管してある良質土を使って、0.6メートル盛土し、畑として利用するものであります。資料2ページに記載のとおり周辺が畑に囲まれており窪

地になっているため、周辺と同じ高さに盛土するものです。

以上でございます。

会 長 　ただ今、事務局から報告第2号について報告がありました。何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長 　ないようですので、報告第2号については以上で終わります。  
議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 　議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番について説明いたします。議案の3ページと資料4ページから6ページになります。

申請人、申請地、防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用の目的は、店舗兼農家住宅、農業用倉庫等であります。

転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した土地を見つけれなかったことから、許可の要件は満たしております。

説明は以上でございます。

会 長 　この件に関しましては、5月9日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

石田委員 　議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について、5月9日に横山行雄委員、加藤博委員、中村雄志委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を説明いたします。議案3ページと資料の4ページから6ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の4ページから5ページに記載のとおりで、北に向かってゆるやかに傾斜している土地であります。

転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、残った自己所有の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

以上で現地調査報告を終わります。

会 長 　質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いいたします。

目黒(文)委員 排水はどこに流れるのか。富倉の方に流れるのか小川の方に流れるのか。

事務局 西側に流れます。

目黒(文)委員 私のところに同意をもらいにきたが、富倉側ではないので私ではないと話をした。排水同意はもらっているのか。

事務局 排水同意書は添付されております。

目黒(文)委員 小川の水利組合からもらっているのか。

事務局 排水同意書は、水利組合長 ●●●●氏となっております。

目黒(文)委員 小川の水利組合の同意書が必要かと思うが。

事務局 排水経路を確認し、必要となる水利組合の同意書を提出していただきます。

会長 その他ありませんか。それでは議案第11号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長 異議なしと認め、議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ意見を送付いたします。

議案第12号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第12号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、1番について説明いたします。議案の4ページと資料7ページから9ページになります。

計画者、申請地、防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。この申請は、令和5年2月9日に福島県知事より建売住宅5棟で、農地の転用許可を受けておりました。しかし、建売住宅購入者から相談があり、建売住宅3棟への計画変更が必要になったことから事業計画変更申請を行うものであります。

申請地の農地区分については、都市計画法に基づく用途区域 第1種中高層住居専用地域でありますので第3種農地であります。当初計画区域内での変更であり、防除施設の概要についても当初計画どおりでありますので、許可の要件を満たしております。

説明は以上でございます。

会 長 この件に関しましては、5月9日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

石田委員 議案第12号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、5月9日に横山行雄委員、加藤博委員、中村雄志委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を説明します。議案の4ページと資料の7ページから9ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の7ページから8ページに記載のとおりで、南に向かってゆるやかに傾斜している土地であります。

変更前の事業計画どおり遂行できなかった理由と変更の内容、防除施設の概要は、事務局からの説明のとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

以上で現地調査報告を終わります。

会 長 質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

[発言する人なし]

会 長 それでは議案第12号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

菅野職務代理 現地の看板が5棟になってますが、変更後に3棟にするということですか。

事務局 現時点では5棟での許可ですので、変更申請が承認された後に3棟にするものと思います。

会 長 その他ありませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第12号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、1番は「承認」として福島県知事へ意見を送付いたします。

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番について説明いたします。議案の5ページと資料10ページから12ページになります。

譲渡人、譲受人、申請地、防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用の目的は、農業用倉庫等であります。権利の移動は交換による所有権移転であります。交換する土地の所在は、館前二55番1、地目は、雑種地、面積は、161㎡であります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分については、集団の高い農地と連担しているため、第1種農地となりますが、農業用施設用地への転用のため許可の要件は満たしております。

なお、この農地法第5条の案件につきましては、当初は、2アール未満の農業用倉庫だったため、平成27年6月10日に、農地法施行規則第32条第1項第1号に基づいて農地転用届出書が提出されておりました。しかし、現在は、経営拡大に伴い周辺の利用している土地を含めると、2アールを超えてしまうことから、改めて転用申請するものです。

説明は以上でございます。

会 長 この件に関しましては、5月9日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

石田委員 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について、5月9日に横山行雄委員、加藤博委員、中村雄志委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を説明いたします。議案5ページと資料の10ページから12ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の10ページから11ページに記載のとおりで、平坦な土地であります。

転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

以上で現地調査報告を終わります。

会 長 質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

[発言する人なし]

会 長 それでは議案第13号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ意見を送付いたします。

議案第14号 遊休農地に係る農地法第2条第1項に基づく農地の非該当について、1番から128番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 議案第14号 遊休農地に係る農地法第2条第1項に基づく農地の非該当について、1番から128番を説明いたします。これにつきましては、平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農村振興局長通知「農地法の運用について」において、「利用状況調査の結果、既に森林の様相を呈するなど、農地として利用が見込まれない場合は、農地に該当しない旨の判断を行うこと」という規定に基づき、農地に該当しない旨の審議を行うものであります。

議案の6ページから11ページまでご覧ください。

今回、議案に記載されております農地は、現地調査を行なった結果、128筆、73542.68㎡が山林、原野化しており農地へ復元が不可能と判断し提出いたしました。本総会で承認されれば、非農地一覧表を作成し、福島県、新地町、福島地方事務局へ送付するとともに、所有者に「非農地通知書」を送付し登記簿地目の変更登記を行なうよう要請します。

説明は以上でございます。

会 長 この件の1番から5番に関しましては、2月26日に、現地調査を行っておりますので、調査の結果について報告をお願いいたします。

鈴木(文)委員 2月26日、永澤広美委員、横山行雄委員、私と事務局で現地調査した結果について報告いたします。

1番から5番につきましては、いずれも、長年にわたり耕作放棄地のため、山林や原野の状態になっており、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元

しても、継続して利用することが不可能であるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないものと見て参りました。

以上で現地調査の報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。6番から33番に関しましては、2月20日に現地調査を行っておりますので、調査の結果について報告をお願いいたします。

目黒(敏)委員 2月20日、齋藤壽委員、横山智委員、私と事務局で現地調査した結果について報告いたします。

6番から33番につきましては、いずれも、長年にわたり耕作放棄地のため、山林や原野の状態になっており、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても、継続して利用することが不可能であるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないものと見て参りました。

以上で現地調査の報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。34番から41番に関しましては、2月27日に現地調査を行っておりますので、調査の結果について報告をお願いいたします。

加藤委員 2月27日、清野敏興会長、菊地英雅委員、私と事務局で現地調査した結果について報告いたします。

34番から41番につきましては、いずれも、長年にわたり耕作放棄地のため、山林や原野の状態になっており、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても、継続して利用することが不可能であるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないものと見て参りました。

以上で現地調査の報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。42番から81番に関しましては、2月13日に現地調査を行っておりますので、調査の結果について報告をお願いいたします。

中村委員 2月13日、菅野昌孝職務代理、川上敦史委員、小野裕康委員、私と事務局で現地調査した結果について報告いたします。

42番から81番につきましては、いずれも、長年にわたり耕作放棄地のため、山林や原野の状態になっており、農地に復元するには物理的な条件整備が著しく困難であり、また、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても、継続して利用することが不可能であるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないものと見て参りました。

以上で現地調査の報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。82番から88番に関しましては、2月25日に現地調査を行っておりますので、調査の結果について報告をお願いいたします。

八巻委員 2月25日、阿部庄一委員、星美代子委員、石田敏裕委員、私と事務局で現地調査した結果について報告いたします。

82番から88番につきましては、いずれも、長年にわたり耕作放棄地のため、山林や原野の状態になっており、農地に復元するには物理的な条件整備が著しく困難であり、また、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても、継続して利用することが不可能であるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないものと見て参りました。

以上で現地調査の報告を終わります。

会長 ありがとうございます。89番から128番に関しましては、3月4日に現地調査を行っておりますので、調査の結果について報告をお願いいたします。

佐藤委員 3月4日、目黒文夫委員、森文明委員、私と事務局で現地調査した結果について報告いたします。

89番から128番につきましては、いずれも、長年にわたり耕作放棄地のため、山林や原野の状態になっており、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても、継続して利用することが不可能であるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないものと見て参りました。

以上で現地調査の報告を終わります。

会長 ありがとうございます。質疑に入る前に、何か補足意見があれば、お願いします。

[発言する人なし]

会長 それでは、議案第14号の1番から128番について質疑に入ります。何かご質問、ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 質問もないようですので、議案第14号の1番から128番を原案どおり承認することに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

会長 異議なしと認め、議案第14号 遊休農地に係る農地法第2条第1項に基づく農地の非該当について、1番から128番を原案のとおり承認し、所有者へ非農地通知書を発行いたします。また、新地町長、福島県知事、福島地方法務局相馬支局長へ非農地判断した旨の通知を送付いたします。

議案第15号 令和6年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第15号 令和6年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、説明いたします。これについては、令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通知により、農地等の利用における最適化の推進を図るため、毎年度、最適化活動の目標を設定し、翌年度に点検・評価を行うこととなっているため提出するものであります。

令和6年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について、最適化活動の目標とその数値は令和6年4月15日に開催されました令和6年第4回新地町農業委員会総会において議決されたものであります。

議案の12ページから16ページが農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の内容であります。

なお、農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況は、議決された場合、福島県知事と福島県農業会議へ報告するとともに、全国農業会議のホームページにも掲載する予定であります。

説明は以上でございます。

会長 議案第15号について、質疑に入ります。何かご質問、ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

菅野職務代理 13ページの下段の「鳥獣有害」は「有害鳥獣」ではないか。また、14ページの下段の「福島県第1原発事故」は「福島第1原発事故」ではないか。訂正をお願いします。

事務局 菅野職務代理からあったとおり、13ページの「鳥獣有害」を「有害鳥獣」に、14ページの「福島県第1原発事故」を「福島第1原発事故」に訂正させていただきます。資料の訂正をお願いいたします。

会長 その他ありませんか。

[「ありません」の声あり]

会長 質問もないようですので、議案第15号を原案どおり承認することに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

会長 異議なしと認め、議案第15号 令和6年度 農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について承認し、福島県知事と福島県農業会議へ報

告いたします。

これで、本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和7年第5回農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。